

ごみゼロ社会実現プラン中間案に対する庁内意見

ページ	行数等	中間案の記載、項目等	修正意見	提出室	回答
1	11	「この適正処分を中心とする現在のごみ処理システムは…システム自体が破綻しかねません。」	現状認識とはかなり乖離があると考えます。将来、温暖化ガスの排出が大きく削減されると想定されるのか、現状のごみ処理において有害物質の排出が問題視されるレベルなのか、或いは、今後の様々なごみゼロに向かう施策の中で資源の消費やコストの大幅な削減を期待できるのか等の検討が必要。特に最終部分の「この状態が…」の部分は行き過ぎと考えます。	資源循環室	原案のとおりとします。 (考え方等)ごみゼロプランの基本的な考え方のもとになる「ごみゼロ社会実現に向けた基本方針(15年度公表)」の中で、現在の状況をこのように認識しています。 例えば、焼却施設や最終処分場については、さまざまな環境保全対策が講じられてはいますが、今後も有害物質等の排出による環境負荷をなくすため常にリスクを管理していく必要があります。そのこと自体県民にとっては大きな問題といえます。現状認識が甘いためごみ減量化が進まないという意見もあると思われる。ごみゼロ社会を実現していくためには、こうした意識を持って取り組む必要があると考え、あえてこのように打ち出したものです。
2	1	「県は、ごみゼロプランにおいて、説明責任・結果責任を負うとともに…」	市町村施策のウエイトが大きい一廃分野で、県が結果責任を負うとするのは危険。せいぜい「広域自治体としての調整責任」程度ではないか。	資源循環室	「結果責任」という表現を削除します。
2	4	「市町村・住民・事業者は、その自発的、主体的な意思決定により…」	ごみゼロプランにおいて、市町村と住民・事業者をひとまとめに扱うのはどうか。	資源循環室	原案のとおりとします。 (考え方等)ごみゼロ社会実現の取組において市町村の役割がとて大きいことは事実ですが、住民、事業者の自発的・主体的な取組(参画)無くして、プランの目標は達成できません。プラン策定議論の中では、むしろ住民や事業者へのアピールの方が大切との意見が多いぐらいです。 このため、ここでは市町村のみを大きく取り上げるべきではないと考えますが、以降の部分で、市町村の役割等について積極的に記述しています。
2	4	住民、事業者、市町村等は、……	市町村の役割が大きいことを考えると、市町村については、別出しで記載してはどうか。(p5(3) 推進主体での記載等との整合)	廃棄物対策室	
3	2	(3)「…ごみ処理基本計画はごみゼロプランの市町村版とも言えます」	関係通知からみて、ここまで言い切れるのか再検討を願います。	資源循環室	「ごみ処理基本計画は、ごみの減量化を目指すという点で…市町村版と言えます。」と修正します。
3	2	ごみ処理基本計画はごみゼロプランの市町村版と言えます	そこまで言ってよいのか。市町村との調整は？	廃棄物対策室	(考え方等)今後、市町村の計画をごみゼロプランに準じたものとして策定してほしいという意図から記述したものです。
5	2	各主体の責任の重さ、役割の大きさは異なり	確かに取り組む質と量は異なるが、各主体が連携して取り組むプランであり、責任の重さに差異がある旨の表現を盛り込むのは適当でないと考えますが？ 各主体の役割の大きさは異なり	環境森林総務室	原案のとおりとします。 (考え方等)後段で、「一体となって取り組んでいくことの大切さ」を明確にし、また、基本理念においても、協働していくこととしていますので、責任の重さが異なる旨の記述により、連携してプランに取り組む意識が薄れるとか、連携して取り組む考え方が伝わらなくなるようなことはないと考えます。
5	10	「県民生活等への影響から…必要がある。」	何が県民生活等にどう影響するのか、具体例を一つくらい入れたほうが、処理計画との整合の必要性がわかりやすいのでは？	環境森林総務室	以下のように修正します。 「なお、市町村については、…ごみゼロプランの推進…非常に大きいことや、県と市町村の計画の整合を図る必要があることなどがありますので、…」
5	10	「県民生活等への影響から県の計画等との整合を図る必要がある」	意味不明。表現を補う必要があるのではないか。	資源循環室	
5	16	県は、住民や事業者	統一が必要です。	NPO室	原案のとおりとします。
5	20	仕組みの提案	仕組みの提案主体は、県だけでしょうか。	NPO室	県だけではありませんが、ここでは県の役割を記述しています。

ページ	行数等	中間案の記載、項目等	修正意見	提出室	回答
5	20	「財政支援等のサポート、事業のコーディネート…」	ハード整備に対する補助を行うとも読める。市町村から支援メニューの提示を求められることが想定されるので、考え方の整理が必要ではないか。	資源循環室	原案のとおりとします。 (考え方等)県の既存のごみ減量化に関する施策の中に、ハード整備に対する補助事業もあることも踏まえ、記述したものです。
6	図下注2	「自治会…する。」	これらはすべて、NPOです。 表中の自治会・NPO等民間団体(公益的事業の主体)をNPOと表記し、注2でNPOとは、自治会、子供会、PTA等の地縁団体、各種ボランティア・NPO法人、社会福祉協議会、財団をふくんだ広く民間非営利団体を意味する、としてはどうでしょうか。地域の特定課題に取り組む市民活動団体=NPOなので別に付け足す必要はないと思いま	NPO室	原案のとおりとします。 (考え方等)「新しい時代の公」推進に向けた検討結果報告最終案の内容に沿って記述しています。
6		役割分担のイメージ	発生抑制の住民、事業者は では？	廃棄物対策室	原案のとおりとします。 (考え方等)相対的な重み付けを意図しており、あえて原案の内容としています。なお、排出抑制の住民について、 としまし
7	5	「県内のごみの排出量は、…」	総排出量は80万トン前後で推移、事業系ごみは横這いと表現しながら、家庭系ごみの割合が増えているというのは表現上矛盾があるのでは？	資源循環室	「…」となっております、生活系、事業系ともに、ここ数年は横ばいの状況です。」と修正します。
13	9、17	「県民の多くが今日の社会や経済活動に疑問や危機感を…」	アンケート結果からは「危機感」までは読みとれないのではないかと？	資源循環室	「危機感」を「不安感」と置き換えます。
17		「ごみゼロ社会」の“ごみ”とは？ ただし、産業廃棄物は除く。	企業庁が運営する浄水場において発生する浄水汚泥は産業廃棄物に指定されており、環境負荷の低減、廃棄物の減量を目指して、グラウンド改良材や園芸用土として有効利用に努めているものの近年の有効利用量は横這い状態にあり、新たな利活用の検討に苦慮しているため、産業廃棄物についても利活用プランの検討・策定をお願いしたい。	企業庁	関係室にお伝えします。
18	7	(20年後の地域社会のイメージ)	現在の社会条件の延長線上で20年後がイメージされているが、20年後は少子高齢化がより進むなかで、労働力確保のための外国人労働者の増加などが予想される。そのようななかでの資源循環の取組(例えば、高齢者がリターンルビン利用を進めるための集配サービスなど)をにじみ出させることができないか。	資源循環室	原案のとおりとします。 (考え方等)高齢者の活力を生かした資源循環等の取組について、基本方向や基本取組の中で記述しています。
18	26	「…地域ぐるみで集団回収やリサイクルなどの活動が活発に行われています。」	「集団回収」は昔のPTAの廃品回収のような資金稼ぎのための取組とのイメージもある。後段の基本方向の記述との整合の観点からも、特出しする用語として適切か？	資源循環室	原案のとおりとします。 (考え方等)特に問題ないと考えています。
19	2	広がっています。	整っています。	健康福祉部	原案のとおりとします。 (考え方等)「整っています」とすると、「好ましい環境が、どこでも既に整っている」状況がイメージされやすいと思われることから、「好ましい環境が、どこでもというわけではないが以前に比べて広がっている」というイメージを念頭に置いた柔らかい表現の方が適当ではないかと考えています。
19	16	「飲食サービスについては、リユース容器が主流となり…」	飲食店なのか、販売店なのかイメージがはっきりしない。	資源循環室	原案のとおりとします。 (考え方等)両方をイメージさせる言葉として使っています。
19	46	「有害物質の発生などが…」	現状のごみ処理が有害物質を多量に排出しているイメージが生まれるので、表現を検討願います。	資源循環室	原案のとおりとします。 (考え方等)基本方針を受けて記述しています。

ページ	行数等	中間案の記載、項目等	修正意見	提出室	回答
19	3行目	並び健康を確保しています。	並び、バランスのとれた食生活により健康が保たれています。	健康福祉部	「並び健康が保たれています」と修正します。
19	製造業3行目	設計	設計(エコデザイン)	環境経営室	左のとおり修正します。
20	7	数値目標	修正意見ではないが、道路除草業務は、道路利用者の通行上の安全を確保するために、必要最小限の除草を行っており、これ以上削減することは、視距の低下による交通事故の増加につながるからほぼ不可能である。したがって、「発生・排出抑制に関する目標」等の数値目標については適用除外とされたい。	県土整備部	「発生・排出抑制に関する目標」の30%は、総ごみ量に対する目標です。数値目標の対象となるごみについての適用除外はありません。目標値はすべての発生源に一律に適用されるものではありませんが、道路除草についてもごみゼロ社会実現の基本理念のもと、できるだけ資源化等に努めることが必要となります。
20			数値目標等の記述から判断すれば、ごみをゼロにするのは「ごみの最終処分量」であり、すべてのごみをゼロにするわけではないので、県民、事業者等へのPRを充分にされたい。P1のプラン策定の趣旨、プランの位置付けと性格のところに、すべてのごみをゼロにするものではない旨の記述をいれられたい。	県土整備部	基本理念や目標設定の考え方において、はっきりと「ごみをゼロにするものではない」ことが分かるような記述がありますが、より分かりやすくするため配置や大きさを工夫します。
20		数値目標「資源としての再利用率」 2002実績 14% 2025目標 50%	14%の計算根拠を示されたい。11ページの「処理の状況」の中で、説明できるようにすべきと考えます。	科学技術振興センター	以下のことが分かるよう補足説明を付けます。 「再利用」については、p20からp21の説明のとおり、いわゆる総資源化量(183,305t)から集団回収量(29,629t)、ごみ燃料化施設の処理に係る資源化量(21,880t)及び焼却施設に係る資源化量(21,015t)を除いたものが対象となります。 従って、P11の資源化総量からこれらを差し引いた量(110,781t)を県内総ごみ排出量(786,931t)で除した値が、14%となります。
20		資源の有効利用に関する目標 【参考】2002実績 14.0%	14%が読みとれる説明が前段に無いのでは? 「ごみ処理に関する現状」のどの数値と対照するのかの補足説明があれば親切	資源循環室	
20		ごみ排出量削減率・家庭系ごみ30%	少なすぎないか。 モノを大切に作る県民の率100% 環境に配慮した消費行動100% 食べ物を粗末にしないよう100% それで30% 目標値の375千トンの根拠は?	地域振興部	原案のとおりとします。 (考え方等)30%は、市町村の計画やアンケート調査を参考にアドバイザー会議やプラン策定委員会等での議論により設定したものであり、375千tはその結果です。現在の個人の生活、企業の経済活動などごみを取り巻く現状から考えれば、厳しい目標と考えています。
20		なお、ごみの焼却時に発電等を行う熱回収については、焼却せざるを得ない廃棄物等の排熱を有効利用する限りにおいては、化石燃料の消費抑制等にもつながるため、ごみの資源としての利用方法の一つと考えられます。ただし、エネルギー利用効率の観点や、「ごみは燃やせばリサイクルになる」という認識が一人歩きすることなどから、「再利用」には含めないこととします。 〔注〕「再利用」とは、再使用(リユース)及び再生利用(マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル)を指し、いわゆる熱回収(サーマルリサイクル)は除きます。	企業庁としては、ごみの持つ未利用エネルギーを有効活用し、資源循環型社会に貢献するため、RDF焼却・発電事業を実施してきました。このRDF焼却・発電事業を取り巻く条件が当初計画時点と大きく変化するなかで、RDF焼却による熱回収をごみゼロ社会実現プランにおいて「再利用」の目標値に含めず、市町村のごみ処理の状況を踏まえて維持するだけのものであるならば、地方公営企業において事業を継続する意義はますます薄くなるものと考えられるため、改めて事業の位置づけを再考されるようお願いいたします。 RDF焼却施設の整備し、今後も事業を行っていくのであれば、当該事業をプランに位置づけられてはいかがでしょうか。 また、排除する考え方等としてエネルギー効率の観点をあげられていますが、その詳細が記載されていません。	企業庁	原案のとおりとします。 (考え方等)RDF事業については、ごみゼロプランの中でも従来の位置づけと変わるところはありません。再利用には含めていませんが、再利用できないものは可能な限り熱回収し、エネルギーとして有効利用することとしています。

ページ	行数等	中間案の記載、項目等	修正意見	提出室	回答
21	24	排出量は、行政の収集・処理の対象となる量です。	この表現では、発生なのか排出なのか分かりづらいのでは？ 排出量は、行政が収集・処理を行う量です。	環境森林総務室	「排出量は、行政が収集・処理した量です。」と修正します。
21		ごみの適正処分に関する目標ごみの最終処分量目標値 0トン	目標値を0トンにしなが、一方で最終処分量を出来る限りゼロに近づけると説明していることの乖離をどのように対外的に説明していくのか。	資源循環室	プラン策定の議論の中で、「目標数値としては“ゼロ”と置くが、大規模災害に伴うごみなどどうしても埋め立てざるを得ない場合も想定されるため、考え方としては、できる限りゼロに近づけていく」とされました。
23		第4章 目標達成のための具体的な取組(全般事項)	法律の規定を根拠に住民、事業者等の責務を強調しているが、県が一廃行政に積極的に関わろうとする「ごみゼロプラン」において法律規定を何回も記述するのは、従来の枠組みのなかでの対応というイメージにつながらないか。	資源循環室	原案のとおりとします。 (考え方等)県の役割はP5に記述したとおりであり、そのようなイメージにはつながらないと考えます。
25		(1)拡大生産者責任の徹底	目標値との関係において、ごみ排出量は市町村搬入ベースで把握。市町村が事業系ごみの受入制限を行えば減量化が進んだような形になる。事業系ごみの総排出量と減量化・再資源化の効果はイコールではないので、大量排出事業者に対する報告義務等を課することも、進行管理上必要。	資源循環室	P45に記載してあります。
26	6	地方自治体においても	なにか他人事のような感じがします。県・市町村としてはどうでしょうか。	NPO室	原案のとおりとします。 (考え方等)ここでは国との対比で使っています。
27	10	「一部の市町村では...施策を実施していますが、十分とは言えない状況であり...」	先進的に減量計画書を義務づけている市町村の施策が不十分ととられかねないので、「...施策を実施していますが、全県的には十分な取組には至っておらず、...」等に修文。	資源循環室	原案のとおりとします。 (考え方等)全県的にも十分な取組には至っていませんし、前段の一部の市町村についても、システム全体の観点からは十分とは言えないと考えます。
27	16	「...その排出から搬入までの実態が十分把握されていません。」	事業系も含めたごみの実態把握はプラン策定の前提であるので、このようにはっきり書くのはどうか。「事業系ごみ減量化の実態を継続的に把握し、計画的、効果的な施策を進める」旨の表現の方がよいのではないか。	資源循環室	原案のとおりとします。 (考え方等)基本取組P44において、「事業系ごみ減量化の実態を継続的に把握し、計画的、効果的な施策を進める」旨の記述をしています。
27	29	処理施設に搬入されており、その排出から...	収集形態が把握を困難にしているのではなく、何処で処理されているのかをつかめないために、把握を困難としているのでは？ 処理施設に搬入されていますが、民間あるいは県外の処理施設へ搬入されている場合があることから、その排出から...	環境森林総務室	原案のとおりとします。 (考え方等)現状では、市町村の施設に搬入されているものでさえ実態は把握できておらず、そのことを述べようとした部分です。
28	11	「費用負担のあり方に関しては...」	県として、事業系ごみ処理手数料を処理コストと同額程度にするよう市町村に対し働きかけるとしているが、その格差が大きく是正が望ましいと判断される場合を除き、料金体系の見直しを行わせることについて、コンセンサスが十分に得られるよう、県はどのような関わりをするのか。	資源循環室	標準的なコスト計算手法等の提供などの役割を果たしていくことが考えられます。
28			現在の処理体系を踏まえながら手数料と処理コストの兼ね合いで整理しているが、事業系ごみの発生抑制を図るためには、事業者責任で全て処理させるという方向を打ち出すべきではないか。	資源循環室	事業者責任の考え方としては、処理そのものを市町村のシステムに頼らず民間システムの中で行うやり方もありますし、市町村のシステムで処理はするが処理に要する全てのコストを負担するというやり方もあります。後者については、P46において提案してあります。

ページ	行数等	中間案の記載、項目等	修正意見	提出室	回答
29	4	実態として、自治体や地域のレベルでは十分な取組がなされてこなかった…。	リユースの推進は、自治体や地域のレベルだけでの取組だけでなく、企業の取組も不可欠で、企業側は十分なのか？自治体や地域に限定して記載するのは適当でないと思いますが？	環境森林 総務室	原案のとおりとします。 (考え方等)国や企業も含めて十分な取組がなされてこなかった、とは言い切れない面がありますが、自治体や地域のレベルでは十分でなかったと考えています。
29	15	「…全国各地でサッカースタジアムや…動きが広がりがつあります」	「全国各地でサッカースタジアムやイベント会場におけるリユースカップシステムの導入、リユース食器や異動食器洗浄機のレンタルサービスの提供南九州地域における広域的なリユースびん導入の実証事業など、リユース促進に向けた動きが広がりがつあります。また、本県でも、平成16年度にリユースカップによるデポジットシステムの実証事業を行ったところであり、今後、このような取組を積極的に進めることが必要です。」 修正	資源循環室	「今こうした取組を積極的に進めることが求められています。」を「今後こうした取組を積極的に進めることが必要です。」と修正します。他の部分は原案のとおりとします。 (考え方等)南九州の実証事業は、P56に取組事例として記載してあります。また、こうした取組の必要性和県が実証事業を行ったことを関連づけるのは分かりにくく、ここでは全国的な広がり、流れから方向性を示していきたいと考えます。
29		(3)リユース(再使用)の推進全般	いわゆるリターナブル瓶の普及と、リユースカップの普及とは本質的に異なる問題であると考えます。表現上、書き分けをしたほうが良いのでは？	資源循環室	P29の最後の段落を、「…課題がありますが、全国各地で、リターナブルびんの良さの再認識や利用の促進、サッカースタジアム…」という記述に修正します。
31	12	「容器包装リサイクル法は、…」	「容器包装リサイクル法は、事業者・市町村・住民の適切な役割分担のもとで容器包装ごみの資源として…」 表現の追加	資源循環室	左のとおり修正します。
31	13	「関係者から、費用負担や入札方式に係る問題点…」	「入札方式」は再資源化業者に係る課題であると思われるので、削除。	資源循環室	原案のとおりとします。 (考え方等)容器包装リサイクル法の仕組みの問題と捉えています。
31	17	「…、収集実績は分別収集計画を下回り、…」	分別収集品目が計画通りになっていないことと、収集実績(量)が少ないことは、本質的に別の問題であると考えます。書き分けが必要では？	資源循環室	「三重県においては、年々分別収集への取組市町村数が増え、分別収集量も増加の傾向にあるものの、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装については、容器包装リサイクル法の対象となってから3年しか経過していないこともあり、ガラスびん、ペットボトル等の容器包装と比較して、分別収集実施市町村数の割合は未だ低い水準にとどまっています。」と修正します。
32	1	「…コストの削減等に向け容器包装ごみ処理のシステムの効率性を一層高めていく…」	具体的な取組内容が不明であり、記述を追加する必要があります。	資源循環室	「コストの削減等に向け収集・運搬体制を見直すなど容器包装ごみ処理のシステムの効率性を一層高めていく…」と修正します。
33	27	「衣装ケース方式での生ごみ堆肥化などの取組が…」	「衣装ケース方式」は代表事例としてホビュラ-か？	資源循環室	原案のとおりとします。 (考え方等)県内各地で取り組まれており、事例として適切と考えています。
34	7	コミュニティの再生	ごみゼロ活動がコミュニティの再生にまでつながるか疑問です。コミュニティにしっかりと根付くとか、そういった基本的な部分のごみ問題の解決につながるのではないかと思います。	NPO室	コミュニティの再生につながることを期待されます。
34	8	定年退職者の地域での受け皿づくり	(削除)	健康福祉部	「定年退職者の地域での活動の場づくり」と修正します。
35	全般	公正で効率的な市町村ごみ処理システムの構築	P109では、ごみ固形燃料発電については、安全性の確保に触れているが、市町村のごみ処理システムにも経済性や効率性だけでなく、リスク管理に関する記述を、あるなという程度で少し入れてみてはどうか？	環境森林 総務室	安全性の観点は確かに重要ですが、ごみゼロプラン目標との関連から記述するのは、少し難しいように思います。

ページ	行数等	中間案の記載、項目等	修正意見	提出室	回答
39	下から2行目	また、環境学習・教育と言えば、「小学校の教育」となりがちですが、いろんな成長過程で、中学校でも高校でも大人になっても環境学習や環境教育は必要です。	また、環境学習・教育は、小学校はもとより、中学校や高等学校においても授業をはじめ様々な場面で行われているところですが、子どもから大人へのそれぞれの成長過程で、環境学習や環境教育は必要です。	教育委員会	この部分については、学校教育だけを意識させる記述とする、原案の意図から離れたものとなってしまいますので、以下のとおり修正します。 『また、環境学習・教育については、学校はもとより家庭や地域における子どもの頃からの環境教育・学習がとても大切です。さらに、子どもの頃の教育だけではなくその後の成長過程のさまざまな段階で、中学生でも高校生でも大人になっても環境学習や環境教育は必要です。』
40	1行目	また、単発的ではなく、継続的に進めることが大切です。このため、それぞれの年代に応じたプログラムの開発などが必要です。或いは、「ごみを出さないで！」という直接的な啓発だけではなく、日本人が持っていた「ものを大切に長く使う文化」を再認識させるような教育の仕方も必要です。学校における環境教育についても、既存の環境教育プログラムのレベルアップや通常の授業の中に環境、ごみの視点を少し取り入れるということでも大いに意味があります。	これらの環境教育は単発的ではなく、継続的に進めることが大切です。そのため、それぞれの発達段階に応じた環境教育プログラムの開発などが必要です。或いは、「ごみを出さないで！」という直接的な啓発だけではなく、日本人が持っていた「ものを大切に長く使う文化」を再認識させたり、学校における環境教育についても、 <u>ごみの減量化やリサイクル促進などの視点を授業に取り入れるなど、様々な観点から進めていくことが大切です。</u>	教育委員会	この部分の前段では、学校教育だけでなく、社会人や高齢者も含めた環境教育・学習の必要性を述べているので、以下のとおり修正します。 『また、単発的ではなく、継続的に進めることが大切です。このため、それぞれの年代に応じた環境教育・学習プログラムの開発などが必要です。或いは、「ごみを出さないで！」という直接的な啓発だけではなく、日本人が持っていた「ものを大切に長く使う文化」を再認識させるような教育も必要です。学校における環境教育についても、環境教育プログラムの充実を図ったり、リユースやリサイクルの視点を授業に取り入れるということでも大いに意味があります。』
41	3	基本方向ごとの取組	前書きで、「基本方向ごとの取組の提案」あるいは「先進的事例の掲載」と断っているが、この項はプランの中心となるものであり、県の施策(あるいは県として市町村、県民等にこのようにしてほしいという主張)をはっきり打ち出すべきところ。そのような意味から、個々の取組内容中に取組事例を挿入すると、事例紹介集のようになってしまい、県の取組方向がぼやけるのではないか。取組事例は、資料集(あるいは各項の最後に一括掲載)とした方がよいのではないか。	資源循環室	県の施策をはっきりと打ち出すのは、「第6章県の行動計画」という構成になっています。プランは多様な主体の指針であり、ここでは、あくまでさまざまな取組メニューをできるだけたくさん示すことが重要です。
41	3	基本方向ごとの取組	市町村や事業者等が主体となる取組内容が多くあり、一人称的な表現で記述されているが、県が一方向的にプランとして示した場合、市町村等の反発を招くことのないか。表現も含め十分な事前調整が必要。	資源循環室	現在、市町村と調整中です。
41	3	基本方向ごとの取組	それぞれの取組内容は、直ぐに取りかかるものもあれば、全国的な同行を睨みながら進めるものもあるので、いつ頃までに手を付けるのかという大まかな目安(短期・中期・長期など)を示すべきではないか。	資源循環室	大まかな時期を示します。
41	3	基本方向ごとの取組	取組内容のなかには調査・検討だけで終わっているものがある。その成果を具体的な取組に活かすためには、アクションプラン等におけるローリングが必要。プラン推進方策のなかで総括的に記述できないか。	資源循環室	検討します。

ページ	行数等	中間案の記載、項目等	修正意見	提出室	回答
44		基本方向2 事業系ごみの総合的な減量化の推進 全般	事業系ごみは、一般的に許可業者が収集していることから、事業者にとっては処理コストと収集コストの区別がつかません。また、一部には、許可業者がごみの分別のサービスをあわせて行っている事例があったり、分別の手間がない(極論を言えば殆ど分別されずにごみ処理施設に搬入されたりする)ことを売り物にして商売をしている例があったりで、許可業者の適正な指導・育成を抜いては議論できないのではないかと。	資源循環室	P44(2)に「併せて…徹底するとともに、許可業者等に対しても、適正な指導・育成を行います。また、受け皿としての民間処理業者等の活用が不可欠なことから、優良品業者の育成、技術開発支援、ネットワークづくりなどを進めます。」と記述を追加します。」と修正します。
44		基本方向2 事業系ごみの総合的な減量化の推進 全般	事業系ごみ処理システムの再構築には、受け皿としての民間処理業者等の活用が不可欠。産廃同様に、優良事業者の育成、技術開発支援、ネットワークづくりなどの展開は考えられないかと。	資源循環室	
44		基本方向2 事業系ごみの総合的な減量化の推進 全般	旧上野市では環境負担金の取組を実施。プランには記載がないが、今後議会説明等を行う場合に、事業系ごみ減量化手法として県の評価が求められる可能性あり。整理が必要。	資源循環室	検討します。
45	8	「建築確認申請などの機会を捉えて…」	現時点でどの部局がどのようにこのPRを行うか未定とのことですが、建築基準法に定める申請制度の中ではPRを出来ないことがあるため、「建築確認申請」という文言は、抜いた方がよいと思われる。	県土整備部	建築確認申請の機会を捉えた指導は、届出を推進する方策の一例として掲げたものであり、時点としては市町村における受付時点を想定しています。
46	4	「…適正な料金体系の構築に努めます。」	事業系ごみの料金体系の構築を県が提示する必要はないと思われる。むしろ、事業者責任のもとで排出抑制を図るため、市町村での事業系ごみ処理は行わない方向を提示した方がよいのではないかと。	資源循環室	原案のとおりとします。 (考え方等)ごみゼロプランとして提示する必要があると考えます。
48		(2) 環境マネジメントシステム ISO14001の取得促進 全般	ISO14001といわゆる簡易型環境マネジメントシステムが区別されていません。「ISO14001等の環境マネジメントシステムの取得促進」が正しいのでは？	資源循環室	左のとおり修正します。
52	の後に	(記載なし)	企業環境ネットワークの廃棄物情報交換システム について記載する。	環境経営室	取組事例として記載します。
63	9	「このため県内市町村の容器包装リサイクル法への対応状況について調査を行い…」	「このため県内市町村の容器包装リサイクル法への対応状況の継続的な調査を行い…」	資源循環室	左のとおり修正します。
66	8	「…、容器包装リサイクル法の完全実施に向け…」	「…、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の分別収集の完全実施に向け…」	資源循環室	左のとおり修正します。
66		役割分担表内NPO・団体「市町村の分別基準に従い適正に排出」	NPO・団体の役割は記載する必要がないのでは？(NPO等を構成する個人が家庭から排出することが多い)	資源循環室	原案のとおりとします。 (考え方等)NPO・団体等からの事業系ごみの排出を想定しています。
72		基本取組5-2 生ごみのエネルギー利用	生ごみのエネルギー利用として、バイオガス化に重点を置いているが、RDFで問題が起こったからバイオガス化へシフトするととられないか。	資源循環室	そんなつもりはありません。
72		基本取組5-2 生ごみのエネルギー利用	「市町村焼却施設への(高効率)発電施設の導入」なども追加してはどうか。	資源循環室	その一つとしてバイオガス化発電システムを掲げています。

ページ	行数等	中間案の記載、項目等	修正意見	提出室	回答
74	1	(3)生ごみのバイオガス化発電等の導入	20年先を目指すとしても、ここまで書き込むのは妥当か。	資源循環室	原案のとおりとします。 (考え方等)既に実証試験等も行われています。
78	イメージ図	・養護老人ホーム等	・高齢者施設等	健康福祉部	他の事例を掲載します。
78	イメージ図	行政からの情報提供、財政支援	情報提供は、何を、どこが行うのか。財政支援は、どんなものか。どこが行うのか。内容によって削除。	健康福祉部	他の事例を掲載します。
78		心身障害者や高齢者等のごみゼロ活動への参画促進	基本取組の中で、この項目だけが対象者を特定しており、違和感がある。特出しする意図は如何。記述を工夫されたい。	健康福祉部	この項目はプラン策定の過程で、障害者の自立支援や高齢者も含めた社会参加・雇用の機会創出のための取組、ごみ減量化の取組を上手く結びつけていくことが、今後とても重要であり推進していくべきとの意見があり、反映したものです。 なお、「心身障害者」を「障害者」に修正します。
86		基本取組6-6 埋立ごみの資源としての有効利用の促進	最終処分量をゼロに近づけるために、焼却灰や飛灰の有効利用推進に関する調査研究を項目だしすることが望ましい。	資源循環室	(1)の1行目を「…廃プラスチックや焼却灰などを資源として…」と修正します。
87	下から2行目	有料化制度の導入に伴う不法投棄の発生を抑えるために、必要な対策を講じます。	家電リサイクル法が施行され有料化となったために、河川敷地への不法投棄が増加し、結局河川管理者が処理費を予算化している状況にあります。ゴミの有料化制度の導入に伴い、河川等の公共物への不法投棄が増加することが予想されますので、まず不法投棄の発生を抑えるための具体的な対策の記載が必要と思います。(廃棄物処理法第5条4項に、不法投棄されたゴミの処分は土地の管理者が行うべきものと規定されているため)	県土整備部	不法投棄対策については、ごみに関する重要な課題と認識しています。ただ、ごみゼロプランにおいては、「(有料化実施に拘わらず)不法投棄にどう対処するのか」といったことは中心的なテーマとならないため、これまでの検討過程では不法投棄問題の解決策はほとんど議論されていません。有効な対策があればご教示ください。
88	下から4行目	不法投棄対策の事例	修正意見ではないが、不法投棄をする者は、捨てる目的で来るので、有刺鉄線等の不法投棄対策を講じても、不法投棄は繰り返されている現状である。環境に対する愛護意識の啓発が重要であると考えられる。	県土整備部	プランの中で、啓発や環境教育について、非常に重要と位置づけています。なお、道路等への不法投棄を未然に防止するために行った住民等の取組事例を追加します。
88		志摩市の事例	不法投棄対策として河川管理者が行っている事例として、看板の設置がありますが効果はあまりないように思います。河川は公共物で自由使用が原則です。ゴミの不法投棄対策のために、堤防通路を封鎖することや、有刺鉄線で柵をすることができません。	県土整備部	県内市町村への影響力等を考慮し、県内の事例を取り上げています。看板の設置は、不法投棄対策の一つとして(これだけで解決するわけではありません)が必要です。他に良い事例があればご教示ください。
90	2	(1) 廃棄物会計導入マニュアルの作成	廃棄物会計は、今後国でも検討が進められるので、県独自の調査研究のみでなく「国との連携のもとで進める」旨の表現も入れた方が無難ではないか。	資源循環室	原案のとおりとします。 (考え方等)実際に事業の実施段階において連携を図ります。
93	2	(1) 資源回収ステーションの設置・運営	資源回収の利便性を高めるため、ステーションを土日営業や24時間持ち込みとしているが、管理上の課題も含め、回収率の向上として本施策は適当か。地域事情などもあるので、調査・検討をまず実施し、効果が見込まれる地域等に導入との二段階方式をとるべきではないか。	資源循環室	原案のとおりとします。 (考え方等)この部分は提案であり、P110にもあるとおり実施の段階においては、地域の事情に沿った最も効果的・効率的な方法を選択することとしています。
93	9	NPOとの協働で運営します。	他の部分に「NPOや地域住民組織等」との記述があり、「NPO等との協働で運営します。」の方がふさわしいのでは。	NPO室	左のとおり修正します。
94	最終		文章が途中で切れていますが。	NPO室	修正します。

ページ	行数等	中間案の記載、項目等	修正意見	提出室	回答
96	2	(1) 住民参画による市町村ごみ処理基本計画の策定	住民参画による市町村ごみ処理計画の策定については、廃棄物処理法に規定されている既存の審議会(廃棄物減量推進審議会や廃棄物減量推進員制度)との関係や区別を整理する必要があるのではないかと？	資源循環室	原案のとおりとします。(考え方等)既に津島市を始め多くの市町村において実施されています。
99	最終行		基本方向「ごみ行政への県民参画と協働の推進」と基本取組「レジ袋削減・マイバッグ運動の展開」の関係がよく理解できない。レジ袋削減がどうして、「ごみ行政への県民参画と協働の推進」なのでしょうかと。	NPO室	環境森林部では、県民運動の一環として展開しています。
108		プラン推進のマネジメント	PDCAのサイクルでマネジメントするとあるが、checkは何に基づいて評価を行うか？現在の数値目標は、指標が大きすぎるので、基本取組や基本方向ごとに数値目標を設定することが必要と考える。	地域振興部	評価の方法については、プラン推進の段階で検討していきます。基本取組については、現時点では提案なので目標設定は困難です。
108		推進体制の表	PDCAサイクルをプラン推進委員会を中心として、どう回していくのかが分かり難い。矢印にコメントをつけてはどうかと？	環境森林総務室	検討します。
108		3 プラン推進のマネジメント	継続的に取組を進めていくためには、特に市町村との連携が必要であると考えられるため、プラン推進のマネジメントとして市町村との連携を項目立てすることが望ましい。	資源循環室	あえて市町村との連携を項目出しする必要はないと考えます。
109	1	4 プランを取り巻く諸課題 (1) 再利用の困難なもの有効利用 - 焼却エネルギーの有効利用	熱回収を再利用の目標に含めないにもかかわらず、エネルギー効率のよい焼却技術の開発に向けて、国内・県内の研究機関等と進めていく必要があるという記載に矛盾を感じます。	企業庁	原案のとおりとします。(考え方等)再利用されないものは、可能な限り熱回収し、エネルギーとして有効利用することとしていますので、矛盾しないと考えます。
109	14	焼却残さなどの再生利用の研究や……進めていく必要があります。	一般廃棄物の焼却残さは、現在、廃棄物処理センターで溶融スラグ化され、発生したスラグは、コンクリート製品の骨材として、再生利用されており、このことについても触れていただきたい。	廃棄物対策室	「……熱回収を行っています。一般廃棄物の焼却残さについても、現在、廃棄物処理センターで溶融スラグ化され、発生したスラグは、コンクリート製品の骨材として再生利用されています。今後、エネルギー効率の良い……開発やさらなる再生利用の研究を、国内・県内の……」と修正します。
109	26	「……溶融施設、埋立処分場は不可欠なものとなります。」	溶融施設に限定する考え方等はないように思われる。「焼却施設」と広くとらえた方がよいのではないかと。	資源循環室	「……焼却や埋立による処理も想定しておかなければなりません。これらの処理のための施設を……」と修正します。
109	30	「……他府県との連携とともに広域的な受け入れ施設の整備を検討していく必要があります。」	災害廃棄物処理のための広域的施設の整備は現実問題として困難であるので、「広域的な受入・処理体制の確立」に修正。	資源循環室	左のとおり修正します。
110(4)		家電リサイクル法の改正など新たな仕組みづくりや罰則の強化などを国に求めていく必要があります。	不法投棄されたゴミを発見した場合には、当然不法投棄者を探して処理させるべきであります。現行犯でない限りまず見つけられないのが現実です。既存の制度の中で、なぜ不法投棄が発生するのかを考えるべきではないかと。	県土整備部	不法投棄対策については、ごみに関する重要な課題と認識していますので、不法投棄の発生要因も踏まえ具体策を検討していく必要があると考えています。
110	11	不法投棄に市町村が苦慮しているという記述部分について	不法投棄に苦慮しているのは、市町村だけではなく道路、河川、海岸等の公物を管理している国、県も苦慮しているの、その旨を追加記述されたい。	県土整備部	「市町村が苦慮している状況にあります」を「周辺地域の自治体や住民が苦慮している状況にあります」に修正します。
110	11	「……、効果的なものとはなっていないのが実情です。」	そうかも知れないが、ポイ捨て禁止条例を制定している市町村の感情を逆撫ですることになるおそれもあるので、修正した方がよい。	資源循環室	現在、市町村と調整中です。

ページ	行数等	中間案の記載、項目等	修正意見	提出室	回答
110	25	分別というのはあくまで手段であり、最終的には分別されたものが効率よく再資源化され、適切に処分されなければなりません。	処分も手段の一つでは？あくまでという表現が気になります。 分別というのは資源化するために最低限必要な仕事ですが、分別されたものが効率よく再資源化され、資源化できないものは、最終的には適切に処分されなければなりません。	環境森林 総務室	原案のとおりとします。
110	28	処理施設	処理方法	環境森林 総務室	原案のとおりとします。 (考え方等)分別ルールの一統を考えると、実質的に重要となってくるのは「今ある処理施設をどうするのか」という視点であり、それを明確に示す必要があると考えます。また、また、処理方法には、その前段の「再資源化のルート」も含まれます。
111	(2)	県自らが率先してごみ減量化に取り組めます	県庁のごみゼロについてどこまで具体的に記載するのか	環境経営室	内容を検討します。
35,3 6,87		家庭ごみの有料化制度について、記述されているが有料化された場合、家電リサイクル法が施行された時のように、不法投棄が増大されることが予想される。	有刺鉄線等の対処療法的な不法投棄対策ではなく、根本的な対応策(住民への十分なPR等)を記述されたい。	県土整備部	原案のとおりとします。 (考え方等)P87(3)において、住民説明会や啓発活動を掲げています。
全般			河川管理施設の維持管理のため実施している堤防の除草業務では、毎年大量の刈草(一般廃棄物)が発生する。しかし、除草作業は堤防を適切に管理し、治水安全度を確保するために必要不可欠な作業であり、また、排出量も草の生育状況に左右されるなど、性質上、刈草を「減量化」の対象とすることは不可能であるため、基本取組の対象から除外するなど配慮されたい。 また、堤防除草により毎年発生する刈草は膨大な量であり、現状のリサイクル施設で全ての刈草を処理することは困難な状況となっている。このため、資源化義務の対象とする際には、リサイクル施設整備の推進等の十分なハード対策をお願いしたい。	県土整備部	プランの数値目標の対象となるごみについての適用除外はありません。また、基本取組については、特に刈草に限定した取組は掲げていません。(p20における意見に対する回答と同様の考え方です。)
全般			既存のリサイクル事業者をどのように活用、育成、連携していくのかと言う点の記述が薄いように感じられた。	資源循環室	P44(2)に「併せて…徹底するとともに、許可業者等に対しても、適正な指導・育成を行います。また、受け皿としての民間処理業者等の活用が不可欠なことから、優良事業者の育成、技術開発支援、ネットワークづくりなどを進めます。」と記述を追加します。」と修正します。